

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部 人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次	ページ
-----	-----

規 則	
○北海道行政組織規則の一部を改正する規則……………（人事課）	1

規 則

北海道行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年5月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第31号

北海道行政組織規則の一部を改正する規則

北海道行政組織規則（昭和41年北海道規則第21号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項の表経済部の項中「食関連産業振興室」を「緊急産業対策室」に、「商工局産業立地・エネルギー局」を「経営支援局 産業振興局」に改め、同条第3項の表環境部の項中「地球温暖化対策室」を「地球温暖化対策室 エゾシカ対策室」に改め、同表医療政策部の項の次に次のように加える。

経 営 支 援 局	国際経済室
産 業 振 興 局	食関連産業室 環境・エネルギー室

第6条第1項の表保健福祉部の項中「施設運営指導課」を削り、同条第2項の表行政改革部の項中「職員事務センター」を削り、同表福祉部の項中「福祉援護課」を「福祉援護課施設運営指導課」に改め、同表商工部の項及び産業立地・エネルギー部の項を次のように改める。

経 営 支 援 局	中小企業課
産 業 振 興 局	産業振興課

第6条第3項の表に次のように加える。

道民活動文化振興課	縄文世界遺産推進室
-----------	-----------

第7条第2項の総務部行政改革部の事項中第4号を削り、第5号を第4号とし、同項の総合政策部政策審議部の事項及び総合政策部計画推進部の事項を次のように改める。

総合政策部政策審議局

- （1）道の重要政策の総合的な企画及び調整に関すること。
- （2）知事及び副知事の職務執行の便に供するための資料及び情報の収集並びにこれらの整理に関すること。

総合政策部計画推進局

- （1）道の総合計画に関すること。
- （2）国費予算の総合調整に関すること。
- （3）社会資本整備の総合調整に関すること。
- （4）土地水対策の企画及び総合調整に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。)
- （5）経済の調査及び分析に関すること。

第7条第2項の総合政策部地域行政部の事項及び総合政策部地域づくり支援部の事項を次のように改める。

総合政策部地域づくり支援局

地域振興の企画及び総合調整に関すること。

総合政策部地域行政局

- （1）市町村その他公共団体の行政一般に関すること。
- （2）統計調査の総合調整に関すること。

第7条第2項の環境生活部アイヌ政策推進部の事項に次の1号を加える。

- （4）アイヌ民族文化研究センターに関すること。

第7条第2項の保健福祉部健康安全部の事項に次の1号を加える。

- （5）衛生研究所及び保健所に関すること。

第7条第2項の保健福祉部子ども未来推進部の事項に次の1号を加える。

- （3）児童自立支援施設及び児童相談所に関すること。

第7条第2項の経済部食関連産業振興部の事項を次のように改める。

経済部緊急産業対策室

東日本大震災に係る緊急産業対策の推進及び総合調整に関すること（他部局の主管に属するものを除く。）。)

第7条第2項の経済部商工部の事項中「経済部商工局」を「経済部経営支援局」に改め、第4号及び第5号を削り、第6号を第4号とし、同項の経済部産業立地・エネルギー部の事項を次のように改める。

経済部産業振興局

- （1）ものづくり産業の振興に関すること。
- （2）産業の立地に関すること。

(3) 食関連産業の振興に係る施策の総合的な企画及び調整に関すること（他部局の主管に属するものを除く。）。 (4) エネルギーに関すること。 (5) 鉱業に関すること。 (6) 産業保安の確保に関すること。 (7) 環境産業の振興に関すること。 第7条第2項の農政部食の安全推進局の事項から農政部競馬事業室の事項までを次のように改める。 農政部競馬事業室 北海道地方競馬に関すること。 農政部食の安全推進局 (1) 食の安全・安心の施策に係る企画及び総合調整に関すること。 (2) 農畜産物の生産振興及び流通に関すること。 (3) 農業に係る環境保全に関すること。 (4) 家畜衛生に関すること。 (5) 農業技術の改良普及に関すること。 農政部農業経営局 (1) 農業経営の施策に係る企画及び総合調整に関すること。 (2) 農業経営の安定及び改善に関すること。 (3) 農地行政に関すること。 農政部農村振興局 (1) 農業農村整備の企画及び総合調整に関すること。 (2) 農業農村整備事業の管理、計画及び実施に関すること。 第7条第3項の環境生活部環境局地球温暖化対策室の事項の次に次の1事項を加える。 環境生活部環境局エゾシカ対策室 (1) エゾシカ対策の推進に関すること。 (2) 狩猟の取締りに関すること。 第7条第3項の保健福祉部医療政策局地域医師確保推進室の事項中「医療体制及び」を削り、同項の保健福祉部医療政策局道立病院室の事項の次に次の3事項を加える。 経済部経営支援局国際経済室 (1) 貿易の振興に関すること。 (2) 海外との経済交流に関する情報収集及び調整に関すること。 (3) サハリン事務所に関すること。 経済部産業振興局食関連産業室 (1) 食品産業及び食関連産業の振興に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。	(2) マーケティング支援に関すること。 (3) 食クラスター活動の推進に関すること。 (4) バイオ産業の振興に関すること（他部局課の主管に属するものを除く。）。 (5) 地域食品加工技術センターに関すること。 経済部産業振興局環境・エネルギー室 (1) エネルギー対策の総合調整に関すること。 (2) 砂利採取に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。 (3) 採石に関すること。 (4) 電源立地の調整等に関すること。 (5) 石油類の需給調整等に関すること。 (6) 電気工事士、電気用品の販売事業及び電気工事業の業務の適正化に関すること。 (7) 鉱業に関すること。 (8) 休廃止鉱山に係る鉱害対策に関すること。 (9) 高圧ガス及び液化石油ガスの保安の確保に関すること。 (10) 火薬類及び武器等製造の取締り及び保安の確保に関すること。 (11) 石炭鉱業の安定対策の総合企画及び推進に関すること。 (12) 産炭地域の振興対策に関すること。 (13) 産業の環境対策に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。 (14) 環境・リサイクル関連産業の振興に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。 第8条の総務課の事項中第9号及び第10号を削り、第11号を第9号とし、同号の次に次の1号を加える。 (10) 公有財産の事務に関する統括に関すること。 第8条の総務課の事項中第12号から第14号までを削り、第15号を第11号とし、第16号を第12号とし、同事項に次の1号を加える。 (13) 職員公宅の取得及び管理の総括に関すること。 第8条の2（見出しを含む。）中「及びセンター」を削り、同条の法人団体課の事項中第7号を第8号とし、第2号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。 (2) 認可特定保険業者の認可及び監督に関すること。 第8条の2の職員事務センターの事項を削る。 第8条の3第1項の職員厚生課の事項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り上げる。 第9条の総務課の事項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。 第10条第1項の市町村課の事項第6号中「自衛官」を「自衛官等」に改める。
---	---

第10条の2の総務課の事項中第2号を削り、第1号の号番号を削る。 第10条の3の環境推進課の事項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第13号までを1号ずつ繰り上げ、同条の自然環境課の事項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、同事項第3号中「（他部課）を「に關すること（他部局課）に改め、「及び狩猟の取締りに關すること」を削り、同号を同事項第4号とし、同事項第2号の次に次の1号を加える。 （3）生物多様性の保全に關すること（他部課の主管に屬するものを除く。）。 第11条の道民活動文化振興課の事項に次の1号を加える。 （9）縄文文化の世界遺産登録に係る総合調整に關すること。 第11条に次の1項を加える。 2 縄文世界遺産推進室の分掌事務は、前項の道民活動文化振興課の分掌事務のうち第9号に掲げる事務とする。 第12条の施設運営指導課の事項を削る。 第12条の2の医療業務課の事項中第16号を第19号とし、第7号から第15号までを3号ずつ繰り下げ、同事項第6号中「医師」の次に「、保健師、助産師、看護師、准看護師」を加え、同号を同事項第7号とし、同号の次に次の2号を加える。 （8）衛生学院及び看護学院に關すること。 （9）看護職員の確保に關すること。 第12条の2の医療業務課の事項中第5号を第6号とし、第1号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、同事項に第1号として次の1号を加える。 （1）地域医療に係る企画及び総合調整に關すること。 第12条の3の福祉援護課の事項の次に次の1事項を加える。 施設運営指導課 （1）社会福祉法人その他の社会福祉事業団体及び社会福祉施設並びに社会福祉事業に關すること（他課の主管に屬するものを除く。）。 （2）指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定介護予防サービス事業者、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者の指定等並びに運営等の指導及び監査に關すること。 （3）老人福祉施設及び有料老人ホームの認可、届出、指導及び監査に關すること。 第12条の3の高齢者保健福祉課の事項第9号及び第10号を削り、同条の障がい者保健福祉課の事項第8号を削る。 第13条の2（見出しを含む。）中「經濟部商工局」を「經濟部経営支援局」に改め、同条の商工金融課の事項中「商工金融課」を「中小企業課」に改め、第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、第10号を第9号とし、同事項に次の5号を加える。 （10）商業の振興及び流通対策に關すること（他部の主管に屬するものを除く。）。	（11）卸売市場に關すること。 （12）情報産業の振興及び産業等の情報化の推進に關すること（他部の主管に屬するものを除く。）。 （13）サービス産業の振興に關すること。 （14）コミュニティビジネス及びソーシャルビジネスの育成及び振興に關すること。 第13条の2の産業振興課の事項及び商業経済交流課の事項を削る。 第13条の3（見出しを含む。）中「經濟部産業立地・エネルギー局」を「經濟部産業振興局」に改め、同条の産業立地課の事項中「産業立地課」を「産業振興課」に改め、第4号を第9号とし、第1号から第3号までを5号ずつ繰り下げ、同事項に第1号から第5号までとして次の5号を加える。 （1）産業技術の振興に關すること（他部課の主管に屬するものを除く。）。 （2）製造業の振興に關すること。 （3）高度技術産業集積の活性化に關すること。 （4）産業クラスターの形成推進に關すること（他室の主管に屬するものを除く。）。 （5）工業技術センターに關すること。 第13条の3の資源エネルギー課の事項を削る。 第14条の食品政策課の事項に次の1号を加える。 （14）病虫害防除所に關すること。 第19条の建設情報課の事項に次の1号を加える。 （8）建設業の新分野進出に關すること。 第20条の砂防災害課の事項第8号中「土木に係る」を「防災及び」に改め、「こと」の次に「（他部課の主管に屬するものを除く。）」を加える。 第23条第1項中「総務課、指導審査課、経理課及び会計事務センター」を「集中業務室」に改め、同条第2項中「入札管理室」を「総務課及び検査課」に改め、同条に次の1項を加える。 3 集中業務室に審査課、経理課、調達課、職員事務課及び財産管理課を置く。 第23条の2中「、センター及び室」を削り、同条の次に次の1条を加える。 （集中業務室の分掌事務） 第23条の3 出納局集中業務室の分掌事務は、次のとおりとする。 会計業務及び総務業務に係る集中処理に關すること。 第24条の見出し中「、センター及び室」を削り、同条第1項中「及びセンター」を削り、同項の総務課の事項に次の1号を加える。 （7）建築工事（工事に係る業務委託を含む。）に係る入札の実施等に關すること。 第24条第1項の指導審査課の事項中「指導審査課」を「検査課」に改め、第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号から第6号までを2号ずつ繰り上げ、同項の経理課
--	--

の事項及び会計事務センターの事項を削り、同条第2項を次のように改める。

2 出納局集中業務室の課の分掌事務は、次のとおりとする。

審査課

- (1) 本庁及び出納局が所管する部局に係る道費の支出命令の審査に関すること。
- (2) 本庁及び出納局が所管する部局に係る道費の支出負担行為の確認等に関すること。
- (3) 会計事務に係る集中処理に関すること（知事が別に定めるものに限る。）。

経理課

- (1) 道費の収入及び支出並びに計算証明に関すること。
- (2) 国費の支出負担行為の確認、支出の審査及び計算証明に関すること（他部課の主管に属するものを除く。）。
- (3) 国の債権の管理及び歳入の徴収並びに国費の支出に関すること（他部課の主管に属するものを除く。）。
- (4) 歳計現金の保管に関すること。
- (5) 歳入歳出外現金、基金に属する現金及び有価証券の出納保管及び記録管理に関すること。
- (6) 指定金融機関（収納代理金融機関を含む。以下同じ。）の指定、検査及び指導に関すること。
- (7) 国庫補助金の受入促進に関すること。
- (8) 一時借入金に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。
- (9) 公金管理に関すること。

調達課

- (1) 物品の購入等に係る集中処理に関すること（知事が別に定めるものに限る。）。
- (2) 物品の出納、保管及び記録管理に関すること（他部課の主管に属するものを除く。）。
- (3) 収入証紙に関すること。

職員事務課

- (1) 職員事務の企画及び改善に関すること。
- (2) 職員手当の認定に関すること。
- (3) 職員に係る児童手当及び子ども手当に関すること。
- (4) 文書の收受及び発送に関すること。

財産管理課

- (1) 公有財産の取得、管理及び処分に関すること（他部課の主管に属するものを除く。）。
- (2) 本庁の庁舎、公館、公邸及び宿舍の営繕及び維持管理に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。

- (3) 職員公宅の営繕及び維持管理に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。
- (4) 庁用の電気の管理に関すること。
- (5) 道有資産所在市町村交付金に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。
- (6) 公有財産管理事務に係る集中処理に関すること（知事が別に定めるものに限る。）。

第28条第1項の表中「総務部危機対策局防災消防課」を「総務部危機対策局危機対策課」に改める。

第29条の表中「新幹線・交通企画局交通企画課」を「新幹線・交通企画局地域交通課」に、「医療政策局地域医師確保推進室」を「医療政策局医療業務課」に、「商工局商工金融課」を「経営支援局中小企業課」に、「商工局商業経済交流課」を「経営支援局中小企業課」に改める。

第31条中「管轄区域が」を「事務に係る所管区域のうち、」に、「所管する区域内である場合」を「所管区域内の区域」に、「所在地の」を「所在地が」に、「総合振興局長又は振興局長」を「総合振興局又は振興局の長」に改め、「当該出先機関の事務に係る所管区域のうち当該」を削り、「超える」の次に「区域にあっては当該」を加え、「すべて」を「全て」に改める。

第32条第1項中「その他当該事務に係る地域を所管し、又は所轄する地方出先機関」を削る。

第37条中「次の表の左欄に掲げる市の区域に係る事務であって総合振興局長等において処理することとされている」を「総合振興局等が所掌する事務であって次の表の左欄に掲げる市の区域に係る」に、「定める総合振興局長等」を「定める総合振興局等」に改め、同条の表中「総合振興局長等名」を「総合振興局又は振興局名」に、「空知総合振興局長」を「空知総合振興局」に、「石狩振興局長」を「石狩振興局」に、「後志総合振興局長」を「後志総合振興局」に、「胆振総合振興局長」を「胆振総合振興局」に、「渡島総合振興局長」を「渡島総合振興局」に、「上川総合振興局長」を「上川総合振興局」に、「留萌振興局長」を「留萌振興局」に、「宗谷総合振興局長」を「宗谷総合振興局」に、「オホーツク総合振興局長」を「オホーツク総合振興局」に、「十勝総合振興局長」を「十勝総合振興局」に、「釧路総合振興局長」を「釧路総合振興局」に、「根室振興局長」を「根室振興局」に改める。

第38条第1項の表空知総合振興局の部中「健康推進課 子ども・保健推進課」を「子ども・健康推進課」に、「試験検査課」を「食肉検査課」に改め、同表後志総合振興局の部中「健康推進課 子ども・保健推進課」を「子ども・健康推進課」に改め、「試験検査課」を削り、同表胆振総合振興局の部中「健康推進課 子ども・保健推進課 生活衛生課 試験検査課」を「子ども・健康推進課 生活衛生課」に、「地域保健推進課 生活衛生課 試験検査課」を「生活衛生課」に改め、同表渡島総合振興局の部、上川総合振興局の部及び宗谷総合振興局の部中「健康推進課 子ども・保健推進課」を「子ども・健康推進課」に改め、「試験検査課」を削る。

査課」を削り、同表オホーツク総合振興局の部中「地域保健推進課 生活衛生課」を「生活衛生課」に改め、「試験検査課」を削り、同表十勝総合振興局の部及び釧路総合振興局の部中「健康推進課 子ども・保健推進課」を「子ども・健康推進課」に改め、「試験検査課」を削る。

第39条第1項の地域政策部の事項第2号中「（広報及び広聴に関することを除く。）」を削る。

第40条の総務課の事項第3号中「こと」の次に「（出納局集中業務室財産管理課の主管に属するものを除く。）」を加え、同条に次の1項を加える。

2 石狩振興局にあっては、前項の規定にかかわらず、その総務課の分掌事務は、次のとおりとする。

総務課

- (1) 庁務一般の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 宗教法人に関すること。
- (3) 公有財産に関すること（出納局集中業務室財産管理課の主管に属するものを除く。）。
- (4) 庁用の無線通信及び有線通信に関すること。
- (5) 予算の経理の総括に関すること。
- (6) 物品に関すること（他課及び出納局集中業務室調達課の主管に属するものを除く。）。
- (7) 債権の管理の総括に関すること。
- (8) 公共工事に係る入札の実施等に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。
- (9) その他財務に関すること（他課室の主管に属するものを除く。）。
- (10) その他庶務に関すること。
- (11) その他庁内他課（室）の主管に属しないこと。

第40条の2第1項の環境生活課の事項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第15号までを1号ずつ繰り上げ、同条第2項の健康推進課の事項を削り、同項の子ども・保健推進課の事項中「子ども・保健推進課」を「子ども・健康推進課」に改め、第3号を削り、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 保健、医療及び福祉に係る事務（第262条の17第1項に規定する保健所の子ども・健康推進課の分掌事務に係るものに限る。）の連絡調整に関すること。

第40条の2第3項中「健康推進課」を「子ども・健康推進課」に改め、同条第4項を削り、同条第5項中「釧路総合振興局保健環境部保健福祉室」を「空知総合振興局及び釧路総合振興局の保健環境部保健福祉室」に、「前項」を「第2項」に改め、同項の食肉検査課の事項中「第262条の17第4項」を「第262条の17第3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条中第6項を第5項とし、第7項を削り、同条第8項中「第262条の18第3項」を「第262条の18

第2項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第9項を同条第7項とする。

第40条の5第1項の建設指導課の事項に次の2号を加える。

- (15) 民間住宅に関すること。
- (16) 建築物の耐震改修の促進に関すること。

第57条の6の次に次の1条を加える。

（内部組織及び分掌事務）

第57条の7 原子力環境センターに総務課、監視課及び分析課を置き、次の事務を分掌させる。

総務課

- (1) 庶務に関すること。
- (2) 財務に関すること。
- (3) 広報及び啓発に関すること。
- (4) センター業務一般の企画及び総合調整に関すること。
- (5) その他他課の主管に属しないこと。

監視課

- (1) モニタリングシステムの管理及び運営に関すること。
- (2) モニタリングシステムによるデータの管理及び解析に関すること。
- (3) 泊発電所の保守運営に係る監視等に関すること。

分析課

- (1) 環境試料の採取及び放射能の測定に関すること。
- (2) ラジオアイソトープの使用管理等に関すること。

第77条を次のように改める。

第77条 総務部に総務課、企画調整課及びサービス広報課を置き、次の事務を分掌させる。

総務課

- (1) 庶務に関すること。
- (2) 財務に関すること。
- (3) 野幌森林公園に係る事務に関すること。
- (4) その他他課の主管に属しないこと。

企画調整課

- (1) 館務一般の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 関係の機関、団体等に対する協力及び連絡調整に関すること。
- (3) 北海道博物館基本計画に関すること。

サービス広報課

- (1) 来館者及び利用者へのサービス・広報業務の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 図書、参考資料等の整備、保存及び閲覧に関すること。

(3) 館内外の各種情報の収集、分類、整理、サービス活動等に関すること。 2 学芸部に資料情報課、研究交流課、学芸第一課、学芸第二課及び学芸第三課を置き、次の事務を分掌させる。 資料情報課 (1) 資料に係る業務の企画及び総合調整に関すること。 (2) 歴史文化情報システムの企画及び運営に関すること。 (3) 収蔵陳列室の企画及び運営に関すること。 研究交流課 (1) 調査研究及び文化交流事業の企画、総合調整及び運営に関すること。 (2) 国内博物館との共同事業に関すること。 (3) 博物館等ネットワークづくりに関すること。 学芸第一課 自然史系分野に関する資料の調査収集、整理及び研究に関すること。 学芸第二課 人文系分野に関する資料の調査収集、整理及び研究に関すること。 学芸第三課 歴史系分野に関する資料の調査収集、整理及び研究に関すること。 3 事業部に展示課、教育普及課及び教育振興課を置き、次の事務を分掌させる。 展示課 (1) 展示業務の企画及び総合調整に関すること。 (2) 館内外における展示の企画及び運営に関すること。 (3) 展示施設及び設備の管理に関すること。 教育普及課 (1) 普及業務の企画及び総合調整に関すること。 (2) 展示解説、オリエンテーション及びサービス講座に関すること。 (3) 体験学習室の企画及び運営に関すること。 教育振興課 (1) 教育振興業務の企画及び総合調整に関すること。 (2) 学校教育と連携した事業の企画及び運営に関すること。 (3) 生涯学習の支援に関すること。 第81条中「〔総務課〕の次に「及び研究課」を加え、同条に次の1事項を加える。 研究課 (1) 調査研究事業に関すること。 (2) 情報収集・提供事業に関すること。 (3) 普及事業に関すること。	(4) 研究用物品の管理に関すること。 第87条の4第1項中「手術部」を「手術・集中治療部」に改め、同条に次の1項を加える。 3 総合発達支援センターに訓練課を置き、次の事務を分掌させる。 (1) 理学療法に関すること。 (2) 作業療法に関すること。 (3) 機能の維持向上を図るため、言語訓練その他の訓練、これに必要な検査及び助言、指導その他の援助に関すること。 (4) 両眼視機能の回復のための矯正訓練及びこれに必要な検査に関すること。 第94条第1項中「健康科学部、食品薬品部」を「理化学部、食品科学部」に改め、「感染症センターに微生物部及び生物科学部を置き」を削り、同項の健康科学部の事項中「健康科学部」を「理化学部」に改め、同事項第4号中「使用管理」を「管理」に改め、同号を同事項第5号とし、同事項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同事項第4号とし、同事項第2号の次に次の1号を加える。 (3) 薬品保健に関する試験、研究、調査及び検査を行うこと。 第94条第1項の食品薬品部の事項中「食品薬品部」を「食品科学部」に改め、第2号を削り、同事項第3号中「前2号」を「前号」に改め、同号を同事項第2号とし、同項の感染症センターの事項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第2項中「微生物部」を「感染症センターに感染症部を置き、感染症部」に改め、「のうち、第1号、第2号及び第7号（第1号及び第2号に係るものに限る。）に掲げる事務」を削り、同条第3項を削る。 第95条を次のように改める。 第95条 削除 第178条の表中「能力総合開発センター」を「能力開発総合センター」に改める。 第262条の16の表北海道渡島保健所の項及び北海道倶知安保健所の項中「健康推進課 子ども・保健推進課」を「子ども・健康推進課」に改め、「試験検査課」を削り、同表北海道岩見沢保健所の項中「健康推進課 子ども・保健推進課」を「子ども・健康推進課」に、「試験検査課」を「食肉検査課」に改め、同表北海道室蘭保健所の項中「健康推進課 子ども・保健推進課」を「子ども・健康推進課」に改め、「試験検査課」を削り、同表北海道苫小牧保健所の項中「地域保健推進課 生活衛生課 試験検査課」を「生活衛生課」に改め、同表北海道上川保健所の項及び北海道稚内保健所の項中「健康推進課 子ども・保健推進課」を「子ども・健康推進課」に改め、「試験検査課」を削り、同表北海道北見保健所の項中「地域保健推進課 生活衛生課」を「生活衛生課」に改め、「試験検査課」を削り、同表北海道帯広保健所の項及び北海道釧路保健所の項中「健康推進課 子ども・保健推進課」を「子ども・健康推進課」に改め、「試験検査課」を削る。 第262条の17第1項の健康推進課の事項中「健康推進課」を「子ども・健康推進課」に改
--	---

め、同事項に次の３号を加える。

(13) 母子保健及び母体保護に関すること。

(14) 子育て支援に関すること。

(15) 精神保健及び精神障害者福祉に関すること。

第262条の17第１項の子ども・保健推進課の事項を削り、同条第２項中「健康推進課」を「子ども・健康推進課」に改め、同条第３項を削り、同条第４項中「釧路保健所」を「岩見沢保健所及び釧路保健所」に改め、同項を同条第３項とする。

第262条の18第１項の企画総務課の事項第２号中「第17号」を「第16号」に改め、同項の健康推進課の事項第１号中「健康推進課及び子ども・保健推進課」を「子ども・健康推進課」に改め、同条第２項を削り、同条第３項中「前２項」を「前項」に改め、同項を同条第２項とする。

第279条の３の表中「石狩振興局保健環境部保健福祉室健康推進課」を「石狩振興局保健環境部保健福祉室子ども・保健推進課」に、「後志総合振興局保健環境部保健福祉室健康推進課」を「後志総合振興局保健環境部保健福祉室子ども・健康推進課」に、「日高振興局保健環境部保健福祉室健康推進課」を「日高振興局保健環境部保健福祉室子ども・保健推進課」に、「根室振興局保健環境部保健福祉室健康推進課」を「根室振興局保健環境部保健福祉室子ども・保健推進課」に改め、同表根室保健所及び中標津保健所感染症診査協議会の項の次に次のように加える。

渡島保健所、岩見沢保健所、室蘭保健所、上川保健所、稚内保健所、帯広保健所及び釧路保健所感染症診査協議会	各総合振興局の保健環境部保健福祉室子ども・健康推進課
江差保健所及び留萌保健所感染症診査協議会	各振興局の保健環境部保健福祉室子ども・保健推進課
八雲保健所、滝川保健所、深川保健所、苫小牧保健所、名寄保健所、富良野保健所及び紋別保健所感染症診査協議会	各総合振興局の保健環境部地域保健室健康推進課

第279条の３の表その他の各保健所感染症診査協議会の項を削る。

別表第１の９の表釧路総合振興局釧路建設管理部弟子屈出張所の項中「施設保全室」を削る。

別表第８中

総務部	総務課	守衛長	上司の命を受け、守衛等を指揮して庁内の警備及び保全に関する業務に従事する。
		暖房長	上司の命を受け、ボイラー技士等を指揮して汽かんの操作管理及び修理に関する業務に従事する。

	行政改革局職員事務センター	センター長	上司の命を受け、センターの事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
	人事局法制文書課文書館	北海道立文書館長	上司の命を受け、文書館の事務を掌理する。

を

総務部	人事局法制文書課文書館	北海道立文書館長	上司の命を受け、文書館の事務を掌理する。
-----	-------------	----------	----------------------

に改め、

出納局	会計事務センター	センター長	上司の命を受け、センターの事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
-----	----------	-------	-----------------------------------

を削る。

別表第９局、局に置く室及び課の項中「局に置く室」を「室（課に置く室を除く。）」に改め、同表農政部の項の次に次のように加える。

出納局集中業務室	総務業務長	上司の命を受け、集中業務室の所管に属する特定の事務（出納局長が別に定めるものに限る。）に従事するとともに、関係事務を整理する。
----------	-------	---

別表第９保健福祉部施設運営指導課の項を削り、同表保健福祉部医療政策局医療薬務課の項から保健福祉部医療政策局道立病院室の項までを次のように改める。

保健福祉部医療政策局医療薬務課	医療指導参事	上司の命を受け、医療技術に関する指導等の事務に従事するとともに、当該事務を整理する。
	医療参事	上司の命を受け、医療技術に関する指導等の事務に従事する。
保健福祉部医療政策局地域医師確保推進室	医療指導参事	上司の命を受け、医療供給体制の整備並びに医療技術者の養成及び確保に係る企画及び調整に関する事務に従事するとともに、当該事務を整理する。
	医療参事	上司の命を受け、医療供給体制の整備並びに医療技術者の養成及び確保に係る企画及び調整に関する事務に従事する。

保健福祉部医療政策局道立病院室	医療指導参事	上司の命を受け、道立病院の医療供給体制の整備並びに医療技術者の養成及び確保に係る企画及び調整に関する事務に従事するとともに、当該事務を整理する。
	医療参事	上司の命を受け、道立病院の医療供給体制の整備並びに医療技術者の養成及び確保に係る企画及び調整に関する事務に従事する。

別表第9 保健福祉部福祉局福祉援護課の項の次に次のように加える。

保健福祉部福祉局施設運営指導課	医療指導参事	上司の命を受け、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定介護予防サービス事業者、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定相談支援事業者、老人福祉施設及び有料老人ホームの指導及び監査に関する事務に従事するとともに、当該事務を整理する。
	医療参事	上司の命を受け、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定介護予防サービス事業者、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定相談支援事業者、老人福祉施設及び有料老人ホームの指導及び監査に関する事務に従事する。

別表第9 保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課の項から保健福祉部子ども未来推進局の項までを次のように改める。

保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課	医療指導参事	上司の命を受け、高齢者保健福祉等の保健医療等の事務に従事するとともに、当該事務を整理する。
	医療参事	上司の命を受け、高齢者保健福祉等の保健医療等の事務に従事する。
保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課	医療指導参事	上司の命を受け、精神保健福祉等の保健医療に関する指導等の事務に従事するとともに、当該事務を整理する。
	医療参事	上司の命を受け、精神保健福祉等の保健医療に関する指導等の事務に従事する。
保健福祉部子ども未来推進局	医療指導参事	上司の命を受け、母子保健等の保健医療に関する指導等の事務に従事するとともに、当該事務を整理する。
	医療参事	上司の命を受け、母子保健等の保健医療に関する指導等の事務に従事する。

別表第10の(1)の表支場の項を削り、同表中「

札幌道税事務所の課

」を「

札幌道税事務所の課 衛生研究所

」に改

め、同表衛生学院の教育課の項中「処理する」を「処理し、掌理する」に改め、同表衛生学院の学務課看護学院の項中「学務課」を「教育課」に改め、別表第10の(2)の表科の項を削る。

別表第11の(1)の表中

「

センター	療育監	
------	-----	--

」を「

センター	療育監	
開拓記念館	学芸副館長	開拓記念館長を補佐し、資料の収集、保存及び展示並びに調査及び研究について総括整理する。

」に改め、同

表衛生学院の課の項を次のように改める。

衛生学院の課	参事	上司の命を受け、当該組織の主管に属する特定の事務（衛生学院長が別に定めるものに限る。）に従事する。
	課長補佐	課長を補佐し、課の事務を整理する。

別表第11の(1)の表中「

東京事務所の室及び課

」を「

東京事務所 東京事務所の室及び課

」に改め、同表高等技術専門学院

の訓練課、訓練第二課及び能力開発総合センター障害者職業能力開発校の訓練第二課の項中「訓練課」の次に「、訓練第一課」を加え、「の訓練第二課」を「の訓練第一課及び訓練第二課」に改め、同表中

「

総合振興局等の部、室、課及び課に置く室 東京事務所の室、課及び支所

」を「

総合振興局等の部、室、課及び課に置く室 東京事務所 東京事務所の室、課及び支所

」に、「

道立診療所

」を「

衛生研究所 道立診療所

」に、

「農業大学の部及び部の室」を「農業大学の部、部の室及び課」に、

「

総合振興局等の保健環境部精神保健福祉センター	を	「 <table border="1"><tr><td>総合振興局等の保健環境部保健福祉室及び地域保健室精神保健福祉センター</td></tr></table> 」	総合振興局等の保健環境部保健福祉室及び地域保健室精神保健福祉センター
総合振興局等の保健環境部保健福祉室及び地域保健室精神保健福祉センター			

」に、「整備課及び」を「調整課及び」に改め、同

表総合振興局等の保健環境部保健福祉室及び保健環境部地域保健室の健康推進課及び子ども・保健推進課の項中「健康推進課及び子ども・保健推進課」を「子ども・健康推進課及び子ども・保健推進課並びに保健環境部地域保健室の健康推進課」に改め、同表中

「

総合振興局及び留萌振興局の建設管理部事業室事業課	主任公物管理員	上司の命を受け、公物管理員を指揮して公共土木施設等のパトロール及び現地確認に関する業務に従事する。
--------------------------	---------	---

」を

「

総合振興局等の保健環境部保健福祉室の子ども・健康推進課及び生活衛生課	技術主幹	上司の命を受け、保健、医療及び福祉に関する特定の事務に従事する。
総合振興局等の保健環境部地域保健室の健康推進課及び生活衛生課		

」に、「試験

研究機関を所掌する出先機関の部、センター及びセンターの部」を「原子力環境センター」に改め、同表道立病院道立精神科病院の項の次に次のように加える。

子ども総合医療・療育センター	栄養科長	上司の命を受け、担任の栄養業務に従事する。
----------------	------	-----------------------

子ども総合医療・療育センター	検査部	臨床検査科長	上司の命を受け、担任の臨床検査業務に従事する。
	手術・集中治療部	臨床工学科長	上司の命を受け、担任の臨床工学業務に従事する。
	放射線部	放射線科長	上司の命を受け、担任の放射線業務に従事する。

別表第11の(1)の表中「

道立精神科病院子ども総合医療・療育センターの看護部

」を「

道立精神科病院子ども総合医療・療育センターの看護部 肢体不自由児施設

」に、別表第11の(2)の表中「総

合振興局建設管理部空港港湾事務所」を「総合振興局の建設管理部空港管理事務所」に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成23年6月1日から施行する。
(経過措置)
- この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において現に次の表の左欄に掲げる本庁及び出先機関の内部組織の職員である者は、別に発令をされない限り、同一の勤務条件をもって、同表の当該右欄に掲げる本庁及び出先機関の内部組織の相当の職員となるものとする。

総務部総務課(庁舎保全グループ及び財産運用グループの職員である者に限る。)	出納局集中業務室財産管理課
総務部行政改革局職員事務センター	出納局集中業務室職員事務課
総務部人事局職員厚生課(公宅グループの職員である者に限る。)	出納局集中業務室財産管理課
保健福祉部施設運営指導課	保健福祉部福祉局施設運営指導課
保健福祉部医療政策局地域医師確保推進室(看護政策グループの職員である者に限る。)	保健福祉部医療政策局医療薬務課

保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課（指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定に関する事務並びに老人福祉施設及び有料老人ホームの認可、届出、指導及び監査に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	保健福祉部福祉局施設運営指導課	経済部商工局商業経済交流課（流通・市場グループ（商業の振興、流通対策の総合調整及び卸売市場に関する事務を処理すべきこととされている者を除く。）、貿易経済交流グループ及びロシアグループの職員である者に限る。）	経済部経営支援局国際経済室
保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課（指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者の指定に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	保健福祉部福祉局施設運営指導課	経済部産業立地・エネルギー局産業立地課	経済部産業振興局産業振興課
経済部食関連産業振興室	経済部産業振興局食関連産業室	経済部産業立地・エネルギー局資源エネルギー課	経済部産業振興局環境・エネルギー室
経済部商工局商工金融課（建設業のソフトランディング対策に関する事務を処理すべきこととされている者を除く。）	経済部経営支援局中小企業課	出納局指導審査課（指導検査グループ、特別検査第一グループ及び特別検査第二グループの職員である者に限る。）	出納局検査課
経済部商工局商工金融課（建設業のソフトランディング対策に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	建設部建設管理局建設情報課	出納局指導審査課（審査第一グループ及び審査第二グループの職員である者に限る。）	出納局集中業務室審査課
経済部商工局産業振興課（産業企画グループ、自動車・電気電子グループ及びものづくり支援グループの職員である者に限る。）	経済部産業振興局産業振興課	出納局会計事務センター（支出審査総括グループ（物品の出納に関する事務を処理すべきこととされている者を除く。）、支出審査第一グループ及び支出審査第二グループの職員である者に限る。）	出納局集中業務室審査課
経済部商工局産業振興課（健康産業グループのうちバイオ産業の振興に関する事務を処理すべきこととされている者並びに食品産業振興グループ及び研究集積グループの職員である者に限る。）	経済部産業振興局食関連産業室	出納局経理課	出納局集中業務室経理課
経済部商工局産業振興課（情報産業の振興及びサービス産業の振興に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	経済部経営支援局中小企業課	出納局会計事務センター（支出審査総括グループ（物品の出納に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）及び物品管理・調達グループの職員である者に限る。）	出納局集中業務室調達課
経済部商工局産業振興課（環境・国際化推進グループの職員である者に限る。）	経済部産業振興局環境・エネルギー室	出納局入札管理室	出納局総務課
経済部商工局商業経済交流課（マーケティング支援グループの職員である者に限る。）	経済部産業振興局食関連産業室	衛生研究所企画総務部総務課及び企画情報室	衛生研究所企画総務部
経済部商工局商業経済交流課（商業の振興、流通対策の総合調整及び卸売市場に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	経済部経営支援局中小企業課	衛生研究所健康科学部（生活保健科、温泉保健科、飲料水衛生科及び放射線科学科の職員である者に限る。）	衛生研究所理化学部
		衛生研究所食品薬品部（薬用資源科の職員である者に限る。）	衛生研究所理化学部
		衛生研究所食品薬品部（食品科学科及び食品保健科の職員である者に限る。）	衛生研究所食品科学部
		衛生研究所感染症センター生物科学部（遺伝子工学科の職員である者に限る。）	衛生研究所食品科学部

衛生研究所感染症センター微生物部	衛生研究所感染症センター感染症部	上川総合振興局保健環境部保健福祉室子ども・保健推進課	上川総合振興局保健環境部保健福祉室子ども・健康推進課
衛生研究所感染症センター生物科学部（感染病理科及び衛生動物科の職員である者に限る。）	衛生研究所感染症センター感染症部	上川総合振興局保健環境部保健福祉室試験検査課	上川総合振興局保健環境部保健福祉室生活衛生課
子ども総合医療・療育センター手術部	子ども総合医療・療育センター手術・集中治療部	宗谷総合振興局保健環境部保健福祉室健康推進課	宗谷総合振興局保健環境部保健福祉室子ども・健康推進課
空知総合振興局保健環境部保健福祉室健康推進課	空知総合振興局保健環境部保健福祉室子ども・健康推進課	宗谷総合振興局保健環境部保健福祉室子ども・保健推進課	宗谷総合振興局保健環境部保健福祉室子ども・健康推進課
空知総合振興局保健環境部保健福祉室子ども・保健推進課	空知総合振興局保健環境部保健福祉室子ども・健康推進課	宗谷総合振興局保健環境部保健福祉室試験検査課	宗谷総合振興局保健環境部保健福祉室生活衛生課
空知総合振興局保健環境部保健福祉室試験検査課	空知総合振興局保健環境部保健福祉室生活衛生課	オホーツク総合振興局保健環境部北見地域保健室地域保健推進課	オホーツク総合振興局保健環境部北見地域保健室健康推進課
後志総合振興局保健環境部保健福祉室健康推進課	後志総合振興局保健環境部保健福祉室子ども・健康推進課	オホーツク総合振興局保健環境部北見地域保健室試験検査課	オホーツク総合振興局保健環境部北見地域保健室生活衛生課
後志総合振興局保健環境部保健福祉室子ども・保健推進課	後志総合振興局保健環境部保健福祉室子ども・健康推進課	十勝総合振興局保健環境部保健福祉室健康推進課	十勝総合振興局保健環境部保健福祉室子ども・健康推進課
後志総合振興局保健環境部保健福祉室試験検査課	後志総合振興局保健環境部保健福祉室生活衛生課	十勝総合振興局保健環境部保健福祉室子ども・保健推進課	十勝総合振興局保健環境部保健福祉室子ども・健康推進課
胆振総合振興局保健環境部保健福祉室健康推進課	胆振総合振興局保健環境部保健福祉室子ども・健康推進課	十勝総合振興局保健環境部保健福祉室試験検査課	十勝総合振興局保健環境部保健福祉室生活衛生課
胆振総合振興局保健環境部保健福祉室子ども・保健推進課	胆振総合振興局保健環境部保健福祉室子ども・健康推進課	釧路総合振興局保健環境部保健福祉室健康推進課	釧路総合振興局保健環境部保健福祉室子ども・健康推進課
胆振総合振興局保健環境部保健福祉室試験検査課	胆振総合振興局保健環境部保健福祉室生活衛生課	釧路総合振興局保健環境部保健福祉室子ども・保健推進課	釧路総合振興局保健環境部保健福祉室子ども・健康推進課
胆振総合振興局保健環境部苫小牧地域保健室地域保健推進課	胆振総合振興局保健環境部苫小牧地域保健室健康推進課	釧路総合振興局保健環境部保健福祉室試験検査課	釧路総合振興局保健環境部保健福祉室生活衛生課
胆振総合振興局保健環境部苫小牧地域保健室試験検査課	胆振総合振興局保健環境部苫小牧地域保健室生活衛生課		
渡島総合振興局保健環境部保健福祉室健康推進課	渡島総合振興局保健環境部保健福祉室子ども・健康推進課		
渡島総合振興局保健環境部保健福祉室子ども・保健推進課	渡島総合振興局保健環境部保健福祉室子ども・健康推進課		
渡島総合振興局保健環境部保健福祉室試験検査課	渡島総合振興局保健環境部保健福祉室生活衛生課		
上川総合振興局保健環境部保健福祉室健康推進課	上川総合振興局保健環境部保健福祉室子ども・健康推進課		

3 施行日の前日において現に次の表の左欄に掲げる職にある者であつて、別に発令をされないものは、引き続き当該右欄の職を命ぜられるものとする。

経済部主幹	経済部緊急産業対策室主幹
経済部主査	経済部緊急産業対策室主査
衛生研究所企画総務部総務課長	衛生研究所企画総務部主幹
衛生研究所企画総務部企画情報室長	衛生研究所企画総務部主幹
衛生研究所企画総務部総務課総務係長	衛生研究所企画総務部主査

衛生研究所企画総務部総務課施設管理係長	衛生研究所企画総務部主査	空知総合振興局地域政策部課税課間税係長	空知総合振興局地域政策部課税課主査
衛生研究所企画総務部総務課主査	衛生研究所企画総務部主査	空知総合振興局保健環境部保健福祉室生活衛生課主幹	空知総合振興局保健環境部保健福祉室生活衛生課技術主幹
衛生研究所企画総務部企画情報室企画調整係長	衛生研究所企画総務部主査	空知総合振興局保健環境部保健福祉室生活衛生課食肉検査係長	空知総合振興局保健環境部保健福祉室食肉検査課食肉検査係長
衛生研究所企画総務部企画情報室研究情報科長	衛生研究所企画総務部主査	空知総合振興局保健環境部保健福祉室試験検査課長	空知総合振興局保健環境部保健福祉室生活衛生課主幹
衛生研究所健康科学部生活保健科長	衛生研究所理化学部主査	空知総合振興局産業振興部林務課治山計画係長	空知総合振興局産業振興部林務課治山係長
衛生研究所健康科学部温泉保健科長	衛生研究所理化学部主査	空知総合振興局産業振興部林務課治山事業係長	空知総合振興局産業振興部林務課主査
衛生研究所健康科学部飲料水衛生科長	衛生研究所理化学部主査	石狩振興局地域政策部総務課職員係長	石狩振興局地域政策部総務課主査
衛生研究所健康科学部放射線科学科長	衛生研究所理化学部主査	石狩振興局地域政策部課税課事業税係長	石狩振興局地域政策部課税課事業税間税係長
衛生研究所食品薬品部食品科学科長	衛生研究所食品科学部主査	石狩振興局地域政策部課税課間税係長	石狩振興局地域政策部課税課主査
衛生研究所食品薬品部食品保健科長	衛生研究所食品科学部主査	石狩振興局保健環境部千歳地域保健室企画総務課医療業務係長	石狩振興局保健環境部千歳地域保健室企画総務課地域医療業務係長
衛生研究所食品薬品部薬品保健科長	衛生研究所理化学部主査	後志総合振興局地域政策部総務課職員係長	後志総合振興局地域政策部総務課主査
衛生研究所食品薬品部薬用資源科長	衛生研究所理化学部主査	後志総合振興局地域政策部地域政策課統計係長	後志総合振興局地域政策部地域政策課主査
衛生研究所感染症センター微生物部細菌科長	衛生研究所感染症センター感染症部主査	後志総合振興局保健環境部保健福祉室生活衛生課主幹	後志総合振興局保健環境部保健福祉室生活衛生課技術主幹
衛生研究所感染症センター微生物部食品微生物科長	衛生研究所感染症センター感染症部主査	後志総合振興局保健環境部保健福祉室試験検査課長	後志総合振興局保健環境部保健福祉室生活衛生課主幹
衛生研究所感染症センター微生物部ウイルス科長	衛生研究所感染症センター感染症部主査	後志総合振興局産業振興部林務課治山計画係長	後志総合振興局産業振興部林務課治山係長
衛生研究所感染症センター微生物部腸管系ウイルス科長	衛生研究所感染症センター感染症部主査	後志総合振興局産業振興部林務課治山事業係長	後志総合振興局産業振興部林務課主査
衛生研究所感染症センター生物科学部感染病理科長	衛生研究所感染症センター感染症部主査	胆振総合振興局地域政策部総務課職員係長	胆振総合振興局地域政策部総務課主査
衛生研究所感染症センター生物科学部衛生動物科長	衛生研究所感染症センター感染症部主査	胆振総合振興局地域政策部課税課事業税係長	胆振総合振興局地域政策部課税課事業税間税係長
衛生研究所感染症センター生物科学部遺伝子工学科長	衛生研究所食品科学部主査	胆振総合振興局地域政策部課税課間税係長	胆振総合振興局地域政策部課税課主査
衛生研究所感染症センター生物科学部生物資源管理科長	衛生研究所食品科学部主査	胆振総合振興局地域政策部地域政策課統計係長	胆振総合振興局地域政策部地域政策課主査
空知総合振興局地域政策部総務課職員係長	空知総合振興局地域政策部総務課主査		
空知総合振興局地域政策部課税課事業税係長	空知総合振興局地域政策部課税課事業税間税係長		

胆振総合振興局保健環境部保健福祉室生活衛生課主幹	胆振総合振興局保健環境部保健福祉室生活衛生課技術主幹	上川総合振興局地域政策部課税課間税係長	上川総合振興局地域政策部課税課主査
胆振総合振興局保健環境部保健福祉室試験検査課長	胆振総合振興局保健環境部保健福祉室生活衛生課主幹	上川総合振興局保健環境部保健福祉室生活衛生課主幹	上川総合振興局保健環境部保健福祉室生活衛生課技術主幹
胆振総合振興局保健環境部苫小牧地域保健室生活衛生課主幹	胆振総合振興局保健環境部苫小牧地域保健室生活衛生課技術主幹	上川総合振興局保健環境部保健福祉室試験検査課長	上川総合振興局保健環境部保健福祉室生活衛生課主幹
胆振総合振興局保健環境部苫小牧地域保健室試験検査課長	胆振総合振興局保健環境部苫小牧地域保健室生活衛生課主幹	上川総合振興局産業振興部林務課治山計画係長	上川総合振興局産業振興部林務課治山係長
胆振総合振興局産業振興部林務課治山計画係長	胆振総合振興局産業振興部林務課治山係長	上川総合振興局産業振興部林務課治山事業係長	上川総合振興局産業振興部林務課主査
胆振総合振興局産業振興部林務課治山事業係長	胆振総合振興局産業振興部林務課主査	留萌振興局地域政策部総務課職員係長	留萌振興局地域政策部総務課主査
日高振興局地域政策部総務課職員係長	日高振興局地域政策部総務課主査	宗谷総合振興局地域政策部総務課職員係長	宗谷総合振興局地域政策部総務課主査
日高振興局産業振興部林務課治山計画係長	日高振興局産業振興部林務課治山係長	宗谷総合振興局地域政策部地域政策課統計係長	宗谷総合振興局地域政策部地域政策課主査
日高振興局産業振興部林務課治山事業係長	日高振興局産業振興部林務課主査	宗谷総合振興局保健環境部保健福祉室生活衛生課主幹	宗谷総合振興局保健環境部保健福祉室生活衛生課技術主幹
渡島総合振興局地域政策部総務課職員係長	渡島総合振興局地域政策部総務課主査	宗谷総合振興局保健環境部保健福祉室試験検査課長	宗谷総合振興局保健環境部保健福祉室生活衛生課主幹
渡島総合振興局地域政策部課税課事業税係長	渡島総合振興局地域政策部課税課事業税間税係長	オホーツク総合振興局地域政策部総務課職員係長	オホーツク総合振興局地域政策部総務課主査
渡島総合振興局地域政策部課税課間税係長	渡島総合振興局地域政策部課税課主査	オホーツク総合振興局保健環境部北見地域保健室生活衛生課主幹	オホーツク総合振興局保健環境部北見地域保健室生活衛生課技術主幹
渡島総合振興局保健環境部保健福祉室生活衛生課主幹	渡島総合振興局保健環境部保健福祉室生活衛生課技術主幹	オホーツク総合振興局保健環境部北見地域保健室試験検査課長	オホーツク総合振興局保健環境部北見地域保健室生活衛生課主幹
渡島総合振興局保健環境部保健福祉室試験検査課長	渡島総合振興局保健環境部保健福祉室生活衛生課主幹	十勝総合振興局地域政策部総務課職員係長	十勝総合振興局地域政策部総務課主査
渡島総合振興局産業振興部林務課治山計画係長	渡島総合振興局産業振興部林務課治山係長	十勝総合振興局地域政策部課税課事業税係長	十勝総合振興局地域政策部課税課事業税間税係長
渡島総合振興局産業振興部林務課治山事業係長	渡島総合振興局産業振興部林務課主査	十勝総合振興局地域政策部課税課間税係長	十勝総合振興局地域政策部課税課主査
檜山振興局地域政策部総務課職員係長	檜山振興局地域政策部総務課主査	十勝総合振興局地域政策部地域政策課統計係長	十勝総合振興局地域政策部地域政策課主査
檜山振興局産業振興部林務課治山計画係長	檜山振興局産業振興部林務課治山係長	十勝総合振興局保健環境部保健福祉室生活衛生課主幹	十勝総合振興局保健環境部保健福祉室生活衛生課技術主幹
檜山振興局産業振興部林務課治山事業係長	檜山振興局産業振興部林務課主査	十勝総合振興局保健環境部保健福祉室試験検査課長	十勝総合振興局保健環境部保健福祉室生活衛生課主幹
上川総合振興局地域政策部総務課職員係長	上川総合振興局地域政策部総務課主査		
上川総合振興局地域政策部課税課事業税係長	上川総合振興局地域政策部課税課事業税間税係長		

十勝総合振興局産業振興部林務課治山計画係長	十勝総合振興局産業振興部林務課治山係長
十勝総合振興局産業振興部林務課治山事業係長	十勝総合振興局産業振興部林務課主査
釧路総合振興局地域政策部総務課職員係長	釧路総合振興局地域政策部総務課主査
釧路総合振興局地域政策部課税課事業税係長	釧路総合振興局地域政策部課税課事業税間税係長
釧路総合振興局地域政策部課税課間税係長	釧路総合振興局地域政策部課税課主査
釧路総合振興局保健環境部保健福祉室生活衛生課主幹	釧路総合振興局保健環境部保健福祉室生活衛生課技術主幹
釧路総合振興局保健環境部保健福祉室試験検査課長	釧路総合振興局保健環境部保健福祉室生活衛生課主幹
釧路総合振興局産業振興部林務課治山計画係長	釧路総合振興局産業振興部林務課治山係長
釧路総合振興局産業振興部林務課治山事業係長	釧路総合振興局産業振興部林務課主査
釧路総合振興局釧路建設管理部弟子屈出張所施設保全室主査	釧路総合振興局釧路建設管理部弟子屈出張所主査
根室振興局地域政策部総務課職員係長	根室振興局地域政策部総務課主査
根室振興局産業振興部林務課治山計画係長	根室振興局産業振興部林務課治山係長
根室振興局産業振興部林務課治山事業係長	根室振興局産業振興部林務課主査

（総合振興局長等事務委任規則等の一部改正）

4 次に掲げる規則の規定中「（市の区域に係るものを含む。）」を削る。

- (1) 総合振興局長等事務委任規則（昭和23年北海道規則第80号）総合政策部の項4の事項、経済部の項1の事項から5の事項まで及び建設部の項1の事項
- (2) 貸金業法施行細則（昭和58年北海道規則第75号）第2条
- (3) 母子及び寡婦福祉法施行細則（昭和42年北海道規則第37号）第2条第1項
- (4) 北海道屋外広告物条例施行規則（昭和26年北海道規則第17号）第1条の2
- (5) 建築基準法施行細則（昭和48年北海道規則第9号）第6条
- (6) 北海道営住宅条例施行規則（平成9年北海道規則第42号）第2条

5 北海道収入証紙条例施行規則（昭和34年北海道規則第63号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「（市の区域を含む。）」を削る。